

## 粉じん則：粉じん作業と特定粉じん発生源の解釈例規

### 環境・健康

粉じん障害防止規則の粉じん作業と特定粉じん発生源の解釈例規(昭 54.7.26、基発第 382 号)を下記に示しました。「粉じん作業」は、じん肺の予防措置を講ずる必要のある作業であり、「特定粉じん発生源」は、一定の発生源対策を講ずる必要があり、かつ、有効な発生源対策が可能な粉じんの発生源です。

特定粉じん作業については、局所排気装置の設置などの特定粉じん発散源に係る措置や、作業環境測定などが義務付けられています。一方、粉じん作業(特定粉じん作業を除く)についてはこれらの義務付けがありません。

粉じん作業は、じん肺の予防措置を講ずる必要のある作業であり、個人ばく露測定が望まれます。また、発生源対策が可能な場合は、作業環境測定を行い、測定結果に基づき発生源対策を講じることが望まれます。

### 粉じん作業と特定粉じん発生源の解釈例規

粉じん作業(別表第1)	特定粉じん発生源(別表第2)
※じん肺の予防措置を講ずる必要のある作業であり、じん肺法に定める「粉じん作業」のうち、特定化学物質等障害予防規則において予防措置が規定されている石綿に係る作業を除いたものと同一であること。	※粉じん作業に係る粉じん発生源のうち、作業工程、作業の態様、粉じん発生の態様等からみて、一定の発生源対策を講ずる必要があり、かつ、有効な発生源対策が可能であるものであり、具体的には屋内又は坑内において固定した機械又は設備を使用して行う粉じん作業に係る発生源が原則として列挙されたものであること。

※特定粉じん作業：特定粉じん発生源に対応する作業

### kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	作業環境への粉じんの発散状況	作業環境測定
	作業者の粉じんのばく露状況	個人ばく露モニタリング
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改善	作業環境への粉じんの発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	粉じんの吸入防止	防じんマスクの使用
教育	粉じん作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育